

# 「森林（もり）の番人」募集!!



徳島県では、県内の豊かな森林を守るため、平成26年4月「徳島県豊かな森林を守る条例」を施行するとともに、森林の監視と情報収集をお手伝いしていただく「森林（もり）の番人制度」を開始しました。

これまでに42名の方を「森林の番人」に認定し、県内各地でボランティアによる森林のパトロールや森林の情報収集に御協力いただいています。

お問い合わせ先

徳島県農林水産部 森林土木・保全課（森林保全担当）  
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地  
電話 088-621-2450 FAX 088-621-2891  
メール shinrindobokuhozenka@pref.tokushima.lg.jp



[徳島県HP]

## 「森林（もり）の番人」活動内容



例1 違法伐採があった！

ハイキングなどの際、「不自然に木が伐採されている」など…

例2 違法開発があった！

住宅地の裏山などで、「工事中の看板がないのに重機が動いている」など…

→ 十分安全にご留意のうえ、現況写真を撮影いただき、徳島県担当者（下記）へご連絡ください（メールなどでOK！）。

※その他、鳥獣害被害や森林売買の情報など、何でもお寄せください。

## 「森林（もり）の番人」に特別な資格は不要

◆「森林の保全等に関し一定の知識を有すると認められる」方を徳島県知事が認定します。登山やハイキングが趣味の方、山の知識を活かしませんか？

## このような情報をお知らせください

◆ 無許可で…

- ・木が伐採されている、小屋が設置されている
- ・土石が採掘されている、太陽光発電施設が設置されている

◆ 以前からの開発地で…

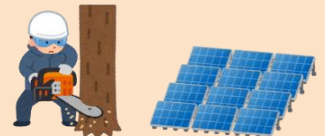
- ・土石の採掘場や、残土処理場などのエリアが拡大している
- ・土砂の流出や崩壊などが発生している

◆ 保安林で…

- ・保安林の看板が破損している（※保安林には黄色い看板が設置されています）

◆ その他にも…

- ・ゴミが不法投棄されている、など何でもお知らせください！



## 申込方法



・制度の詳細および申込書は、右記コードを読み取るか下記の県機関までお問い合わせください。

・なお、森林・林業に関する情報や関係法令等については認定式終了後に研修を行います。（認定証、腕章等を交付）



## 情報は最寄りの県機関へ

～ お気軽にご連絡ください ～

- |                  |        |   |               |
|------------------|--------|---|---------------|
| ◆徳島県東部農林水産局（徳島）  | 林業振興担当 | ： | ☎088-626-8588 |
| ◆徳島県東部農林水産局（吉野川） | 林務担当   | ： | ☎0883-26-3792 |
| ◆徳島県南部総合県民局（那賀）  | 林業振興担当 | ： | ☎0884-62-3371 |
| ◆徳島県南部総合県民局（美波）  | 林務担当   | ： | ☎0884-74-7359 |
| ◆徳島県西部総合県民局（美馬）  | 林業振興担当 | ： | ☎0883-53-2273 |
| ◆徳島県西部総合県民局（三好）  | 林業振興担当 | ： | ☎0883-76-0673 |



～ 皆さまのご協力をお待ちしています。郷土の豊かな森林を守りましょう！ ～